

**平成 23 年第 3 回七戸町議会
決算審査特別委員会
会議録（第 2 号）**

○招集月日 平成 23 年 9 月 1 日
○開会日時 平成 23 年 9 月 7 日 午前 10 時 00 分
○延会日時 平成 23 年 9 月 7 日 午後 1 時 55 分

○出席委員（15 名）

委員長	田嶋弘一君	副委員長	岡村茂雄君
委員	市清悦君	委員	附田俊仁君
委員	佐々木寿夫君	委員	瀬川左一君
委員	盛田恵津子君	委員	田嶋輝雄君
委員	三上正二君	委員	松本祐一君
委員	二ツ森圭吉君	委員	工藤耕一君
委員	田島政義君	委員	中村正彦君
委員	天間清太郎君		

○欠席委員（0 名）

○委員外議員

議長 白石洋君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	大平均君
総務課長	似鳥和彦君	支所長 (兼支所庶務課長)	米内山敬司君
企画財政課長	天間勤君	税務課長	花松了覚君
町民課長	澤田康曜君	社会生活課長	森田耕一君
健康福祉課長	田中順一君	会計管理者	楠章君
農林課長	神山俊男君	新幹線建設対策課長	天間一二君
建設課長	米田春彦君	商工観光課長	瀬川勇一君
上下水道課長	鳥谷部宏君	城南児童館長	向中野良一君
教育委員会委員長	中村公一君	教育長	倉本貢君
学務課長	附田繁志君	生涯学習課長	渡部喜代志君
スポーツ振興課長	小原信明君	中央公民館長	二ツ森政人君

南公民館長 (兼中央図書館長)	山谷栄作君	農業委員会会長	天間正大君
農業委員会事務局長	木村正光君	代表監査委員	野田幸子君
監査委員事務局長	佐野尚君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	澤田康曜君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	佐野尚君	事務局次長	築田政光君
------	------	-------	-------

○会議を傍聴した者（２名）

○会議の経過

○委員長（田嶋弘一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は１４名で、定足数に達しております。

したがって、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の審査日程及び本委員会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

お諮りします。

本委員会の傍聴を許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 御異議なしと認めます。

したがって、傍聴を許可することに決定いたしました。

ただいまから審査に入りますが、質疑に入る前にお願いいたします。

本日は、一般会計歳入歳出決算書の歳出、８款土木費まで終わりたいと思いますので、御協力お願いいたします。

なお、御質問される委員にお願いいたします。御質問の際は、ページ、科目をお示しの上御質問くださるようお願いいたします。

初めに、平成２２年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、歳入歳出決算書事項別明細書により行います。

では、歳入から行います。

５２ページ、１款１項１目個人から、６５ページ、１２款２項３目土木手数料まで発言を許します。

８番議員。

○委員（田嶋輝雄君） ５２ページ、町税、１款町民税の１項と、固定資産税、２項のほうで、ちょっとお聞きいたします。

まず、この未収額あるいは欠損額についてでございますけれども、これは大体、個人では何人くらいあって、法人ではどのくらいあるかということをまずお聞きいたします。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） お答えいたします。

町民税の滞納繰越分ですが、滞納者数は……、欠損者数でしたか、欠損者数は、町民税においては１９名でございます。法人については、１９法人でございます。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

８番。

○委員（田嶋輝雄君） そこで、私が今思うのには、不納欠損額というのは、トータルのに言いますと１，４０４万６，２３５円、毎年大体この額があるわけでございますけれど

も、この徴収について、それなりには一応今までも議論をしてきました。そしてまた、それなりに職員の方々も一生懸命やっているといます。しかし、これだけやらないということは、もうちょっと何か突っ込んだ内容で行かなければならないのか、あるいはまた町と、当局として、また、それに対しての何か、働けるような場所、収入の持てるような場所を提供してやるようなもの、役場というのはあつせんするところではないと言われればそれまでですけれども、だけれども、そういう考えも少しは持っていかなければならないのではないかなと思って私は今質問しているわけですが、その辺のところ、どう考えているのでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） お答えします。

不納欠損についてなのですが、これは、今、総務省もそうですし、県のほうでも、もう取れないというか、どうしても納められないと、滞納処分することによって著しく生活を困窮させるような場合は、処分停止をして、さらに不納欠損処分しなさいと、そうしたものに積極的に取り組んでくださいという指導を得ております。ですから、今後、そういった体制も組んでいきたいと思っております。

先ほどの訂正なのですが、不納欠損について、法人19と申し上げましたが、法人はゼロでございました。

あと、後段については、私のほうから申し上げる内容ではないと思いますので、お許しいただきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 8番。

○委員（田嶋輝雄君） 町長にお伺いいたしますけれども、確かに、それなりの困窮している方、いろいろ生活の状況の中で納められないというのはわかりますけれども、やはりそれはそれで、本当に納められない人は、逆にいろいろな、納めないでいると大変だなと、その思いでいると思うのですけれども。心因性というものがあって、逆に病気にかかるように私は思うのです。逆に、そうしたら、そういう人に少しでも何かかにかを手伝う、収入を得られるような、そういう環境をつくってやる、私はこれが行政だと思うのです。ただ取るだけ取るだけと、そういうものではないと。やはりそこに何かもう一つ、小又町政として、私はここをこうやるという一つの何かあったら、これからアイデアあると思いますけれども、今ちょっと、あったら、ちょっと教えてください。なかったらそのままでもいいです。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） いわゆる税を納めない人には、二つのタイプがあると。納める、いわゆる財力、あるいはまた能力といいますか、そういったものがありながら、なかなか納めないという人と、納める意思というのがありながら、いろんな事情によって納めることができないと。仕事とかそういうお話でありますけれども、当然、それについては納税相談というのもやっております。その中で、それぞれ個々の納めることができない事情と

かそういったものもいろいろ御相談に応じているわけでありまして、そこである種の解決がついている人もあります。ですから、例えば仕事のこととか、そういったことの相談ということであれば、当然、そういうものに乗っていかねばならないと思います。これから、担当課の担当者にも、その辺の相談の内容等をよく話をして、もし、そういった場合の手助け、ひいては納税につながるということがあれば、それは非常にいい傾向になると思いますので、その辺はよく考えながら進めていきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9 番。

○委員（三上正二君） 52 ページの今の件と、それから、それに絡めて 63 ページの町営住宅の使用料の件について、今、個人で不納欠損額と、要するに、取れないと、あきらめたという形のものは、今、田嶋委員の質問に答弁していますけれども、その絡みと、前から話に出ている町営住宅の未収額、これとの関係というのはあるのでしょうか。わかりますか。要するに、もう町税も払えなくなったと、だけれども、それがたまたま、払えない、苦しいから、町営住宅に入って、それも滞納しているというような、そういう絡みの人もあるのですか。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） 町営住宅の使用料についても、税の未納、それから、隣の上下水道課の水道料の未納というふうなダブリの方がおられます。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） お答えします。

私のほうでは税のほうだけは把握していますが、ほかの、町営住宅分の滞納については、私のほうでは把握はしてございませんので、何とも申し上げようがございません。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 9 番。

○委員（三上正二君） 何とも、同じ役場の中で、おかしな話なのですけれども、同じ人が、例えば、事業をして失敗したのか、どういうふうに、破産宣告したのかわからないけれども、町税で欠損で、もう、どうにもならんと、それが、もちろん今度、住宅料も払えないと、金は同じなのだもの、でしょう、水道料も同じだと。前に話したときに、それならば、では、そういう安いところの住宅に、町営住宅に移ってもらったらという話も出たりもしているわけだ。ただ、それそのものが全然把握していないいうのではなくて、やっぱり同じ、交付して納めてもらうことなのだもの、それはやっぱり横の連絡はとるべきだと思うのですけれども、これはだれにしゃべればいいのか、町長かな、総務課長かな。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 税とそういった使用料、違うといえば違うのですけれども、当然これは同じとらえ方でいいと思います。今、税務課長の答弁で、横の連携がとれていない

ということでありますので、その辺はもう少し横の連携をとって、一体的に、いろいろやっぱり、その人、人について、十分検討しながら、いわゆる徴収とか納税、そういったものに努めていきたいと思っています。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） そういうふうにお願いしたい。というのは、要するに、この不納欠損額が取れないときは、この人はもうしょうがないということであれば、これはこれでいいのですよ。ただ、もし同じ人が、町営住宅とか、それから水道料もあったとしたらば、やっぱりそれはどういうふうに考えていくかと。まさか水とめて死ねというわけにもいかないだろうし、その辺のところも考えていかなければならないので、やっぱり横の連絡とりながら、そんなにダブってはいないとは思いますが、その辺はよろしく願いします。答弁は要りません。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

4番。

○委員（佐々木寿夫君） 52ページ、町税の固定資産税について伺います。固定資産税が9,000万円ほど補正されていますが、これは駅の関係の、新幹線の関係の固定資産税というふうに考えてよろしいですか。それから、もしそうでなかったら、新幹線関係の固定資産税の額を教えてください、このときの額を教えてください。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） これは22年度の決算ですので、東北新幹線分については23年度から課税になっております。したがって、この9,000万円ほどの増は、東北電力の償却資産の分ということになります。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 23年度からということになれば、ちょっと質問しにくくなるのですが、大体どれぐらい、大体でよろしいです。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） お答えいたします。

約2億9,000万円になっております。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 前に課長に伺ったことがあるのですが、2億9,000万円の固定資産税が入ると、町の基準財政収入額がふえる関係から、どうしても国からの交付金が減ることになりますね。そうすると、まず、2億9,000万円入っても、実際、町に入ってくる、町でふえるお金がどれぐらいかということと、それから、この東北電力に対しても、いわゆる税金を納めた場合の報奨金を払っているかと、払っているとすれば、どれぐらいかということ。

○委員長（田嶋弘一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） お答えします。最初に、交付税ということでしたので、その辺についてお答えいたします。

交付税、59ページをちょっと見てもらえますでしょうか、45億9,536万3,000円が決算なのです、普通交付税。ことしの6月でも、税のほうを1億9,000万円補正しました。去年よりはやっぱり、ことしの交付税の決定額は44億387万4,000円で、約1億9,000万円ぐらい少なくなっています、去年から見ると。

交付税のほうは以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） 東北電力についての前納報奨金の額ということでしたが、東北電力は現在、前納しておりませんので、今のところ、報奨金は交付しておりません。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 東北電力の報奨金のことはわかりました。それから、交付金が1億9,000万円少なくなったということもわかりました。そうすると、実際、新幹線の固定資産税関係では1億円ぐらいふえたということになるのですが、これは来年度の予算のことだからちょっと言いにくいのですが、この2億9,000万円払えば、この新幹線にも報奨金は支払うのですか。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） 鉄建公団のほうに、今年度650万円ほど支払いしております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） すみません、最後一つだけ。そうすると、私の考えるには、2億9,000万円も固定資産税が入っても、そのうちの1億9,000万円持っていかれてしまうと。そうすると、残ったお金、たった9,000万円か何ぼだと。それ払ったのに対してはまだ報奨金を払うということになれば、どんどん、固定資産税が入ってもはがれていくから、例えば、報奨金に対して上限を設ける、例えば、500万円以上の報奨金は、もう500万円で打ち切ると、こういうふうな考え方というのがふと浮かんだのですが、これは可能ですか。

以上。

○委員長（田嶋弘一君） 税務課長。

○税務課長（花松了覚君） お答えします。

条例で定めれば、できることになっております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

1番。

○委員（岨 清悦君） ５８ページ、５９ページのところで、地方交付税で、農業委員の報酬だとか学校図書費についてもここに入ってくるのかどうか。もしわかれば、どの程度、金額がここに含まれて入ってきているのか教えてほしいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 大変難しい質問ですので、幾らと今言われても、ちょっとわかりかねますので、その辺は後でもよろしいでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） なければ、次に６４ページ、１３款１項１目民生費負担金から、７１ページ、１３款３項２目民生費委託金まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、７０ページ、１４款１項１目民生費負担金から、７７ページ、１４款３項３目教育費委託金まで発言を許します。

９番。

○委員（三上正二君） この中にある７１ページの核燃料サイクル交付金、これというのは、こういう状態になったとしても、もう予算は終わっているのですけれども、来年の決算では出てくるでしょうけれども、これというのはどういうふうな状況になるのでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） お答えします。

今のところ、２３年度のやつについては入ってくる見込みですけれども、２４年度以降については、ちょっと今のところ不透明な状況でございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） なければ、次に７６ページ、１５款１項１目財産貸付収入から、７９ページ、１６款１項２目指定寄附金まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、８０ページ、１７款１項１目財政調整基金繰入金から、８９ページ、２０款１項４目災害復旧債まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、歳出に入ります。９２ページ、１款１項１目議会費から、１０３ページ、２款１項６目企画費まで発言を許します。

４番。

○委員（佐々木寿夫君） ９３ページ、議会費委託料、議事録作成業務委託料なのですが、これ、２０万円ということになっているのですが、当初予算は４０万円ほどであったと思うのです。だから、この予算がどうしてこういうふうになったのか、ここをちょっ

と、決算が減ったのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 局長。

○事務局長（佐野 尚君） それでは、ただいまの佐々木委員の御質問にお答えいたします。

議事録作成業務委託料の減額の内容ということでございますが、本年度の決算額20万9,210円という形になっておりまして、内容といたしましては、年間、定例会4回の議事録と、あと、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の議事録の6件の業務を委託してございます。昨年度の実績といたしまして、21年度になります。合計で48時間03分という形で、37万8,392円という実績がございましたので、それに伴いまして当初予算を組んだわけでございますが、年度末におきまして額が確定いたしましたので、その結果といたしまして、時間数において、実績で26時間34分という形で、20万9,210円の支出という形で、前年度と比べまして時間数で、大変大きいのですが、21時間29分の減という形になってございます。それに伴った13節の補正という形になってございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 要するに、短い時間でやったということで、事務局の物すごい努力があるということですね。簡単に言えばそういうことで、事務局の皆さんの御奮闘、御苦労さまでございました。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、102ページ、2款1項7目七戸支所費から、115ページ、2款1項20目東北太平洋沖地震対策費まで発言を許します。ありませんか。

4番。

○委員（佐々木寿夫君） 109ページですが、新エネルギー対策費の委託料のところの電気自動車等にかかわることで、電気バスについて町民の大体半分以上から、何であんなに高いのを買うのだと、おまえ、議員としてあれに賛成したのかなんていうふうに言われたりするわけです。そうすると、私は、いや、あれは6,000万円で買っているけれども、国からの補助もあるし、十鉄にやって、それを貸して、その事業をやっているし、だから十分にペイすると。だから、何も無駄に使っているわけではないと。しかも、売り物だといっても、6,000万円も借りて、本当にこのお金が、ちゃんとその分の成果を上げられるのかと、かなり言われるものですから、この辺について、まずバスについて、きちんとやっぱり経済的な見通しといいますか、それを話ししていただきたい。そして、もし、そんなにいいのであれば、2台目、3台目というふうに考えられないかということについてもお伺いしたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 今の質問にお答えいたします。

回答になるかどうかわかりませんが、七戸町は低炭素のあれに取り組んでいますので、モデル町として、やっぱり何か一つ輝くものがあれば、やっぱり町のPRにもなるし、来年度は十和田湖とか下北のほうの観光ルートバスも計画しているし、現在はコミュニティバスとしても利用していますので、その辺は、町民に関してはかなり恩恵があるかと思しますので、その辺で御勘弁願えれば。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 私が聞いているのは、もちろんそのこともなのですが、お金のことなのです。あのバスを何ぼで買って、何ぼ補助があって、そして十鉄に幾らでおろして、委託料がどうなっているか、そしてどれぐらいで払えるかと、これは何回も議論されたことなのですが、私はどうしてもこれを町民にもう一回きちんと説明したいものですから、お金のことを教えてください。

○委員長（田嶋弘一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） その辺の試算については、いましばらく時間をいただければ、ちゃんとした答えを出したいなと思っていますので。最終日に答弁申し上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 13番。

○委員（田島政義君） そういうはぐらかし、だめなのですよ。最終日、本会議のほうでも何ぼでもいきますよ。全部わかっている、やっぱりぴしっとやっておかないと、数字ぐらいいいもの、しゃべればいいじゃない、何も。十鉄に何ぼ行って何ぼ行ったらわかれば。あなたたち、それわからないで十鉄へ委託しているのか。そう、しゃべられるんだよ、今度は。何の計算もない、根拠もないので、ただ、何かのあれで十鉄へ委託したのかとなったら、今度何て答えるの。そうでなくて、やっぱりわかる範囲で、十鉄にやるときの、それをしゃべればいいと、そう思いますよ。

○委員長（田嶋弘一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○委員長（田嶋弘一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） まず初めに、電気バスの補助金はなかったと思っております。それから、あと、十鉄さんのいわゆる貸し付けなのですけれども、収入が入るのは、23年度から28年度まで、1,748万8,800円でございます。今年度分については、249万4,800円が入る予定でございます。来年度から28年度までは、299万8,800円が入る予定になっております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 補助金はなかったですか、最初、なかったのですか、これは。バス代のうち、補助金があったという……。

○委員長（田嶋弘一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） がんばる交付金で3,000万円入っております。それから、あと、特別交付税でも入っております。

以上でございます。（「特別交付税幾らですか」と呼ぶ者あり）

特別交付税というのは、その、がんばる交付金の中に入っております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、114ページ、2款2項1目賦課徴収費から、123ページ、2款6項1目監査委員費まで発言を許します。ありませんか。

4番。

○委員（佐々木寿夫君） 121ページ、参議院選挙選挙費にかかわって、七戸町で選挙の看板立てていますね、あの看板に番号を振ってもらいたいのです。看板に番号を振っていないから、通し番号がないから、外したりするわけですね。ところが、東北町でも十和田市でも、あの看板にみんな番号を振っているのです。だから、何番から何番までというのはすぐわかるわけですね。ということで、多分皆さんもそう思っているかもしれませんが、看板に番号を振ることについてどのようにお考えか、伺いたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 町民課長。

○町民課長（澤田康曜君） お答えします。

今年度の統一選に関しましては、業者発注で、そういう話もありましたけれども、間に合わなかったという経緯がございます。そういう意見もありまして、今後、そういう138カ所分に関しましては、図面の設置と、それから番号の整合性をとりまして、前向きに善処してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） なければ、次に、122ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、131ページ、3款1項9目後期高齢者医療対策費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） なければ、次に130ページ、3款2項1目児童福祉総務費から、137ページ、3款2項5目放課後児童対策事業費まで発言を許します。ありませんか。

1番。

○委員（听 清悦君） まず、子ども手当で確認ですけれども、132から133の児童措置費、下の20、扶助費、子ども手当費というのがありますけれども、それぞれに職員のところで子ども手当とあるのですけれども、町内の該当する町民に対して支払った中から職員の分を除いた金額がこの2億3,064万6,000円という金額になるのか、教えてください。

○委員長（田嶋弘一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（森田耕一君） お答えいたします。

今御指摘になりました2億3,064万6,000円でございますけれども、これは役場職員、公務員ですけれども、この分は職場のほうから支給されると。それで、残りの子供には、この2億3,000ということで、役場職員だけは除くということになってございます。

○委員長（田嶋弘一君） 1番。

○委員（听 清悦君） 違う部分ですけれども、今度は134ページから135ページで、中間ぐらいの備考のところに児童厚生員賃金というふうにあるのですけれども、これは、実際どこの施設にいる人に対しての賃金なのかというのを教えてくださいませんか。

○委員長（田嶋弘一君） 城南児童館長。

○城南児童館長（向中野良一君） お答えします。

児童更生員賃金149万3,151円なのですけれども、当初、これは城北分館のほうに臨時職員1人と、城南児童館のほうに臨時職員2名分の更生員の賃金でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 1番。

○委員（听 清悦君） 今の件についてはわかりました。この児童館について質問をしたことに関連するのですけれども、児童館のほうが約5,900万円かかっているのに対して、学童保育の関係で見ると、これより2,000万円ぐらい少なかったと思うのですけれども、企画財政課長にも聞きたいところなのですけれども、行政改革ということを考えてきた場合に、私はむしろ、サービスの質を向上してほしいという点から、児童館の設置をして人件費がかかっても、それ以上の効果があると思っている立場ですけれども、学童保育とか放課後こども教室で十分対応できているというのであれば、児童館もそれに対応するというので、両地区ともそういう対応にすべきだという議論があるべきだと思うのですけれども、やはりそれを残しているというのは、そこに意義があると思っているからだと思うのですけれども、町長は、まずやはり児童館は、今あるものは残したい、それと、児童館については学童保育では対応できない部分を期待して残していると思うのですけれども、そのあたりを、学童保育と児童館との違いと、そこに対して期待しているものというのをちょっと教えていただきたいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、児童館と学童保育のいわゆる経費の関係の視点からの御質問だと思います。実は、児童館に今、町の正職員がそこに配置されています。したがって、

いわゆる給料とかそういったものの差というのがありまして、それでかなりの多額になっています。学童保育のほうは、今、大部分は、いわゆる臨時的な職員の採用ということで、そういう差になっています。

例えば、これからいろいろと学童保育でもニーズがふえた場合、そしてまた、学校の少人数学級だとか、そういった方向がもし具体化した場合に、余裕教室がなくなった場合には、当然、児童館という形で考えていかなければならないというふうに思います。今の時点では、やっている内容といいますか、もちろん若干の違いはありますけれども、児童館と学童保育の、いわゆる遊び場と、遊ぶ場の提供と生活の場の提供ということでもありますので、ほとんど同じということですから、今は今の状態で当面は進めていきたいということでもあります。状況が変われば、学童保育で対応できなければ、児童館というのも今度は考えなければならないというふうに思っています。

○委員長（田嶋弘一君） 1 番。

○委員（听 清悦君） 天間林地区が正職員を置かずに、臨時の職員、指導員で対応できているとすれば、七戸地区もそうできると思うのです。建物はそのままでも、職員を臨時職員に置きかえて、天間林地区と同じにしてもいいと思うのですけれども、大した差がないというのであれば。とりあえず、当面はそこで我慢して、天間林地区も児童館が必要だと、やはり児童館を設置するのであれば、両地区に設置するというめどがついた段階で児童館をつくるというのであれば、天間林地区のほうも納得できると思うのですけれども、大した変わりがないのに人件費がかかるやり方をしているのはどうかなと。児童館の建物を使って学童保育をやることは不可能なのかどうかというところを教えてほしいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町営の保育所、これを民間移譲いたしまして、実はそこに勤務していた職員の関係で、今児童館に配置をしているのです。当然、これが臨時的な職員に置きかえられる分は、順次、退職があればそういうふうに置きかえて、人件費の抑制というのに努めていきたいというふうに思っています。ですから、今ある職員をそういうふうに配置している関係上、そういう人件費の差が出ているということでもあります。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

1 番。

○委員（听 清悦君） そうすれば、職員はそのままいいとして、今、天間林地区のほうに正職員を例えば 1 人なり 2 人なり分けるということは不可能なのか、その 1 点、もう一つ。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 必要な正職員は配置もいたしました。だけれども、正職員でない状態で今までやってきたものですから、それで十分に学童保育としての機能を果たしてきたものですから、そういう状態、必要最小限の職員を置いていると、正職員を置いている

という状況です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、136ページ、4款1項1目保健衛生総務費から、145ページ、4款1項10目省エネルギー対策費まで発言を許します。

1番。

○委員（听 清悦君） 139ページの4款1項1目19の区分のところで、中部上北広域事業組合負担金（病院）というふうにあって、2億5,961万3,000円の金額になっていますけれども、22年度が赤字が半分になって1億5,000万円ぐらいだと思っていましたけれども、金額がかなり違うので、この負担金の内訳を大まかに教えていただきたいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えをいたします。

その前に、ちょっと資料を確認いたします、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

お待たせをいたしました。詳細の内訳については、中部の予算書から拾い出しをしなければなりませんので、概略について申し上げますと、この2億5,961万3,000円につきましては、いわゆる東北町さんとの案分によって負担金を出しています。それに係る経費としては、いわゆる利用率での案分と、それから、当該事業所が七戸町にあるために、交付税の算定基準の需要額に応じた案分で負担金を拠出しているところでございます。ちなみに、22年度当初で申し上げますと、基準財政需要額で申し上げますと、七戸町、当町では約1億9,200万円、東北町さんが約3,000万円、それから、一般会計の繰り出し相当分として、うちのほうで6,800万円、2億5,961万3,000円という内訳となっております。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 1番。

○委員（听 清悦君） 七病側の赤字以上に負担金が発生しているところの差額が何なのか、ちょっとまだわからないので、そこを教えてほしいのと、社団法人全国自治体病院協議会の経営診断報告書の46ページに書かれてあるところで、きのう、救急医療のところにこだわって質問をいたしましたけれども、そういった民間でやると赤字になる部分でも、やはり住民の生命を考えた場合に必要だということについては、不足額を一般会計から賄うということになっているし、そういうふうに設定しているほかの自治体病院が多いわけですが、この診断によると、救急医療費負担金がほかの病院よりも余りにも多いと、それがちゃんと計算されて請求しているのではなくて、不足額以上に請求されているというふうなのと、そのかわり、本来請求しなければならないリハビリ医療とか小児科医療は積算もされていないというふうに書いてあって、22年9月の報告書ですから、2

2年度のうちにこの指摘を受けて、その計算、会計の仕方を改めたもので中部上北のほうにその請求額というのが上がってきて、今、七戸町のほうもそれに応じて負担金を支払うようになっているのか、ここに指摘されているのが改善されて、今ここに決算書として出ているのかを教えてくださいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えをいたします。

ただいまの、いわゆる七戸病院さんのほうから両町に対して適正な分担金の算出に基づいてやっているかということなのですけれども、23年度から一部この指摘を受けて、改善をして算出をして負担金を拠出しているものがあります。ただ、全体的で申し上げますと、すべてがそういうふうに一気にということにはならないかと思いますが、今後、恐らく徐々にそういう方向で改善していくのではないのかなというふうには考えられると思います。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 1番。

○委員（听 清悦君） 徐々に改善されていくのではという回答でしたけれども、その医師の確保は一気にと簡単にできるものではないので、徐々にという表現しかできないと思うのですけれども、これは計算の仕方だけだと思うので、徐々に年数をかけて変えていかなければならないという根拠がちょっとわからなくて、計算式は、今度、ほかの病院でやっているような計算式に基づいて不足額を請求してくださいというふうに指摘されたら、一気に全部直せると思うのですけれども。もし、そこが一気に、この指摘のとおり、ほかの病院と同じようにできない理由があったら教えてくださいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） 我々の立場から、例えば負担金をどういうふうにして算出するのかというのは、一方のほうの七病を含めた中部のほうの考え方として、昔からそういう病院会計についての経費を案分してやってきているものだと思いますが、例えば、個々の事例についてどう改善、法律にのっとってやっていくのかということになれば、当然、中部さんとしても、そういう法律にのっとったというか、両町との昔からの協定に基づいて積算をしてやってきているという認識のもとで、こちらのほうでも、内容は審査をしますけれども、そういうもつで経費を負担しているという実情でございます。

○委員長（田嶋弘一君） よろしいですか。（「委員長、答弁になっているか、かみ合っていない、聞いてることと答弁してるのがかみ合っていないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（田嶋弘一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

11時20分まで休憩したいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 20 分

○委員長（田嶋弘一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

136 ページから 145 ページまで、よろしいですか。

4 番議員。

○委員（佐々木寿夫君） 143 ページ、4 款 1 項 7 目高瀬川水系汚濁対策連絡協議会の負担金というのが 1 万 5,000 円ほどあるのですが、この高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会というのは、どういう組織で、どのような仕事をしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（森田耕一君） お答えいたします。

高瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会ということですが、これに関しては、高瀬川水系、つまり、小川原湖の水質の関係でございますけれども、その水系の河川、それから湖沼、水路等について、水質の汚濁対策、それから、環境保全を実施する連絡調整する機関ということで、構成メンバーにつきましては、国、それから県、それから関係する流域の市町村、それから消防ということで、町村については 7 市町村、それから消防については 5 消防本部ということでございます。

それで、事業については、水質の状況調査ということで、地域の小学校関係ですが、河川にどんな生物がいるか、水質がどんな状況かということの小学校関係の水質の関心を高めるということと、水質の事故対策ということで、油の流出関係につきましては、オイルフェンスの設置訓練ということで実施してございます。そのほか、水質に異状があった場合は、各関係団体の連絡の伝達の訓練というふうな形でやってございます。

それから、水質対策の関係につきましては、事故対応のためのポケットブックなるものを、23 年度、作成することになってございます。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4 番議員。

○委員（佐々木寿夫君） この高瀬川水系というのは、今大変大きな問題を持っているわけですね。というのは、小川原湖のシジミ貝が、ここ四、五年で半減したと、しかも、臭くて大変だという問題。それから、小川原湖は日本一の天然ウナギの産地なのですが、あそこのウナギも大変危険な状況になって、この高瀬川水系を何とかしなければならない、あるいは、小川原湖の浄化を何とかしなければならないという問題があるのですよね。それで、私たち七戸町でも水質調査などを社会生活課などがやっているのですが、この小川原湖の水系の浄化とか、こういうものについて、やっぱりもっと力を入れるべきだと。だから、1 万 5,000 円か何ぼのお金では、これはどうにもならないから、これについてもっと力を入れてもらいたいということを要望して終わります。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

6 番。

○委員（盛田恵津子君） 140ページの4款1項5目母子衛生費、ここにありますが20節の扶助費、妊婦一般健診の扶助費だと思いますけれども、22年度は、これはたしか私とか4番議員が言った、妊婦の14回無料健診だと思いますけれども、昨年度はそれで何人出生したのでしょうかということと、それから、その上の、4目の予防費の扶助費で、予防接種扶助費ですね、これは乳幼児の3種混合とかヒブワクチンとか、それらのことなのでしょうか。以上二つ聞きます。

○委員長（田嶋弘一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中順一君） お答えをいたします。

まず、5目の扶助費、妊婦の一般健康診査扶助費の関係ですけれども、これにつきましては、その二つ上にある委託料、健康診査委託料の関係について御説明したほうがわかりやすいと思います。

出生人数ということなのですけれども、この事業で実際に健診を受けている実人数は153名でございます。これが必ずしも1年間に生まれる赤ちゃんの数ということではございませんので、例えば10月に妊娠した方は翌年度ということになりますので、実際に健診を受けた方の人数は153名で、延べ件数、年14回で1,180人、10回、いろいろな健診ですね、受けているという状況でございます。

それから、4目の予防接種の関係でございますが、これにつきましては、おとし、世界的に流行したという新型インフルエンザに対しての予防接種でございますが、ただいま御質問のあったヒブワクチンとか、子供の肺炎球菌ワクチンでございますが、これにつきましては、子宮頸がんも含めてでございますが、国の補助事業ということで、23年度の4月1日から実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 6 番。

○委員（盛田恵津子君） ありがとうございます。このインフルエンザのワクチン、全町民がしたおかげで、犠牲者は少なかったとは聞いておりましたので、これはぜひ続けていってほしいと思います。

それから、妊婦の一般健診の扶助費ですね、その上の健康診査委託料だと思いますけれども、これがまず153名、延べにして、その年度数に14回やるわけではないので、10回の方もいれば5回の方もいらっしゃるのでしょうけれども、それがすなわち出生数にはならないとは、確かにそうですけれども、私が申し上げたいのは、七戸町がここまで少子化対策を一生懸命やっている、県内に先駆けて妊婦の一般健診の無料化もする、それから、ワクチンのほうも無料化しているし、さらに子育て環境も非常に整ってきております。それで出生率が上がらないというのは、もっと、何が足りないだろうか、これからどのような対策をとって、これから子供を産み育てる環境を、ここまでいい町なのに伸びな

いというのは、どうしたらいいだろうか、また、その対策はこれからどうすべきか、町長にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

徐々に方向としてはいい方向に向かってきていると思います。特に新幹線が開業しました、いろいろな雇用の場というのも生まれつつあります。ですから、いかにここに定住してもらおうのかということになると思いますし、定住しても、将来に向けての希望があれば、子供をつくろうかという意識も生まれてくると。ですから、今までのを一つのステップにして、もう一段、定住促進、住んでもらうためのいろいろな対策、これが一番大事になると思いますので、その辺を頭に入れながら、これからの施策を進めていきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、144ページ、4款2項1目塵芥処理費から、149ページ、6款1項5目農地保有合理化事業費まで発言を許します。

10番。

○委員（松本祐一君） 146ページの6款の農林水産業費の1目農業委員会費についてお尋ねします。農地についてお尋ねします。去年9月でしたか、12月でしたか、七戸町では原則、農地を5反歩以上持っていないと農地を所有できないのだということです。それが今度、三沢市は1反歩、300坪から所有できるように条例を改正したと。そういうことで、前任の会長さん、佐藤さんに質問したところ、前向きに検討するということでしたが、それ以降の経緯はどうなっていますでしょうか。今の会長さんは新しいので、わからなかったら、事務局長からお願いします。

○委員長（田嶋弘一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（木村正光君） 今の質問の内容は、還元面積ということで、法律では、農地を所有する場合は50アール以上、5反歩以上というふうになっているのですが、農地法の改正により、その還元面積が10アール単位で設定できるというふうになりました。ということで、三沢市は昨年、10アールまでということにしたのですが、七戸町の現状から見て、50アールのままでいいということで、7月の総会でそういうふう to 決定されました。これは、毎年検討するということになっております。その還元面積を設定する場合には、面積、例えば50アール未満の人がどれくらいの割合があるとか、それから耕作放棄地の割合とか、そういうのを加味して検討することになっております。それらを検討した結果、七戸町の場合は現状の50アールが適当であるということを総会で決定しております。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

10番。

○委員（松本祐一君） 農業委員会でそう決定したことは、それはそれで私は遵守するし、そのように思います。ただ、遊休農地の流動化というのがあるじゃないですか、これから、眠っているのを動かしていかなければならないという観点からも、5反歩から1反歩にすれば流動化しやすいのではないかなと。これは、1年に1回見直すということなのでしょう。ということは、また議題に上げて、時代時代に即応した農業委員会の農地の考え方をやっていけばいいと思いますので、このことをまた農業委員会に諮っていただければ幸いです。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） 今の件なのですけれども、今、勘案してと言いますけれども、どういう査定の形の中で5反歩なり1反歩なりが可能なのですか。調べてください。前の会長が、それを前向きに検討した、どこまで前向きに検討されたのですか。そのときもあなたは事務局長でしょう。

○委員長（田嶋弘一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（木村正光君） ちょっと資料を確認しますので。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） 農業委員会の会長もしゃべる機会がないときかねと思うから簡単な聞き方します。

基本的な形の中で、例えば、普通、サラリーマンした人は、特に新幹線の駅もできたし、サラリーマンして帰ってきて百姓したいとか、それから、施設ハウスとかそういう形になれば、1反歩という面積はかなりの面積になると。それはあなたも農業委員会の会長ならわかるでしょうけれども、そうなると、逆に言うと、今度、そういうように、10番松本委員が言ったみたいに、国では1反歩以上はいいというのですから、そうなれば、その形の中を十分考える余地はあると思いますけれども、その辺はあなたの考えはどうでしょうか。これなら答えやすいかな。

○委員長（田嶋弘一君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（天間正大君） それでは、お答えいたします。

今までずっと5反歩ということでやってきました。確かに、会議で話し合いを持ちまして、さあ、その面積をどうするかというときに、やはり、農業を始めるときに、今、三上議員からありましたけれども、1反歩の地所を持っても、そこに施設を建てて生計を立てようとした場合でも、ハウスの面積の中の面積になりますと相当少なくなるわけですよ。ですから、とりあえず、農業である程度の収入を得るには、仮に収益性の高い施設栽培であっても、5反歩ほどは必要ではないだろうかという話し合いの結果、そうなりまして、ということで5反歩と決まったというふうに私は記憶しております。おっしゃるとおり、流動化とか、いろいろ新しく、専業農家で頑張ろうという人だけではないわけですよ。

ね、これからは。退職した後に、そういうふうには農地を利用して農業をやりたいという人ももちろん出てくると思います。そこは、次、また話し合いの機会がありますので、委員でよく考えて結論を出したいというふうに考えております。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） 確かに、今までの専業農家という形の、専業農家でなくたって農家なのでしょうし、ましてや、先ほども言ったように、新幹線の駅が来たり、ましてや、すぐ駅前でなくても、すぐ近くのあたりのところにそういう施設とかにあれば、1反歩は無理だとしてみても、5反歩でなければならないという法は何もないのですよ。まして、あの七彩館あたりでも、あの道の駅あたりでも、結構物は売れていますので、そうなると、例えば3反歩であろうとみても、結構な、自分の住宅が別にあるとあって、そこでやろうとするならば、これは本当にこの旬の形のものが売り出されれば、結構な収入にもなると思うのです。だから、その辺は、今まではこうだからという概念ではなくて、あなたも若くて会長になりましたので、その辺は新しい考え方で考えてもらいたいと思います。答弁は要りません。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

1番。

○委員（听 清悦君） 今のことに関連して私も要望ですけれども、私もいろいろ、農家でない子供を研修生として受け入れてきて、就農させるに当たり、いろいろ所得が残るように考えてあげると、結局、施設で、ここで言うとトマトが一番所得が残ると、これは県のデータも農協のデータ見てもそういう結果になっております。実は10アールという面積で実際建てると、2割3割は簡単に作付できない土地になってしまうのですけれども、それでも、作業時間と所得を考えれば、そこが一番入りやすく、ですから、担い手対策とすれば、農業をややすいようにという、むしろその50アールというのがハードルになっているのであれば、それを可能な限り下げてあげることがいいと思うし、取得するのが10アールでも、またそれをきっかけに次に借りやすくなるわけだから、私からも、そこはそういう方向でも検討してもらえるように要望したいと思います。

私の質問は、147ページの5款1項1目19節で、七戸職業能力開発校負担金99万円というところですが、その開発校のパンフレットをもらってきて見てまして、やはり、今、この協会の会員の企業に採用された従業員の方々を対象に、訓練期間に、木造建築科3年、左官タイル施工科2年、塑性加工科2年というふうになっていますけれども、採用された人のスキルを上げるということも大事ですけれども、やはり仕事を見つけられないでいる人というのは、そういった資格もないし、技術を磨く機会もない人も結構いると思うので、もう少しこれを活用できないものかと。今仕事がない人も、ここで訓練を受けて就職しやすいようにできないものかなというふうに思うのですけれども。

あと、この中でももう少し教えられるものをふやせないものかというあたりを教えてほしいのですけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

基本的には、職業訓練開発校は、会員の会社から入学希望の申し込みがあった際に入学支援するシステムというふうなことで伺ってございます。今、議員御質問の、求職している方が職業訓練校に入学して、会員となっている会社等に就職できるような支援ができないか、また、県も今、このような社会情勢を踏まえておりまして、今後検討していきたいというふうなことでございます。また、町としても、訓練校のほうへ求職者対応を関係機関との協議の上、検討してまいりたいというようなことで要請してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） 今の146ページの5款の19節、きのう、佐々木、4番議員の質問にもありましたけれども、雇用促進協議会、あそこでは、きのう、町長も答弁なりましたように、ナガイモスープとか桜弁当とアピオスのスープとか、いろんなのが出ているのです、開発されているのですけれども、それはそれでいいものはできていました。私も食べましたし、いいのだけれども、ただ、物をつくっても、出どころがないわけ。例えば、品評会みたいな、試食会みたいなのがあるのですけれども、非常にいいのですけれども、この決まった10人か20人のメンバーで、これはどうだという採点つけながら、うまかった、ここはこうすべきだと、そこまではいいのですけれども、せっかくつくって、その販売という形のところがありませんよ。この事業そのものは、この労働費の中に入れてから、彼ら彼女らが、そこで雇用の場をつくったから、それで目的は果たせたといえましょうけれども、でも、きのう、4番議員が話したように、せっかくやったのは、これから先来年からどうするといえ、そういう事業終わったからなくなった、これは余りにも寂しいかなと、もったいないかなと思うのです。

そこで、多分、ここではなくていろんなところにまたがるから、どこで質問したらいいかなと迷ったのですけれども、例えば町の関連した施設の中で、例えば駅の中のコーヒーショップみたいなところがあるでしょうし、それから、道の駅もあるでしょうし、七彩館とかね、そういうところでも、やっぱりいろんな形で、市販とか、そういう形のをすべきだと思うのですけれども、今彼女らが終わろうとしているのですけれども、まだ事業としては3月まであるものですから、そういうこれからの秋のシーズンの観光を見据えて、早急にもそういう対策すれば、どれくらいが出るのかなとなれば、町に住む人たちも、また、じゃ、これも私たちもやってみようかということにもなると思うのですけれども、その辺の考えはどうなのでしょう。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

昨年度開発されたアピオススープ、それからナガイモスープ、トマトコンポート、それから桜弁当、スタミナとろろ丼、以上5品が昨年度開発されておりました。そのうち、桜弁当、スタミナとろろ丼については商品化され、今現在販売されているところでございます。そのほかのものについては、せっかく開発されておまして、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、道の駅、それから、開発にかかわったアドバイザーの方々等をお願いしまして、お客様に対して試食などを提供いただくなりして販売価格等の設定を参考にしながら、今後要請し検討してまいりたいと思います。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） では、これからは、道の駅とかそういうところにしてやるのですか、やらないのですか。というのは、時間的に、事業そのものが、例えば、これは町長からこの分は答弁してもらいたいのですけれども、もし成功裏におさめて、ああ、これが必要だなと思えば、事業あったって、きのうも答弁に言われましたけれども、町の単独事業でも、予算でやってみて、これは継続が可能なものであれば、必要であればやっていいと思うのですよ。だから、その辺は町長から答弁してもらいますけれども、ただ、それまでも、今度、今の、予算的には3月末までの予算ですから、まだあと半年ぐらいありますので、せっかくつくっているものは、この前もナガイモコロッケですか、出していましたし、そこそこのものは出てきた、ただ、市販していないから、試食会だけだからわからないのですよ。だから、やっぱり町で関与しているそういう七彩館なりコーヒースタンドというところ、何ていうのかな、観光交流センターの、そこなりで、やっぱりそういう機会あるたびごとにやるというのは、アンテナショップになるだろうし、そういう形をやるのですか、やらないのですかということです。やるかやらないか教えてください。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 何品目か開発して、レシピをやったり試食会やったりということですが、今のお話聞いていますと、やっぱり一般の人たちがほとんど知らないというのがあります。開発したのがすべて売れるとは限りませんが、ただ、知らないことには評価のしようもないということです。町内の施設、町の施設の中のどこかでやっぱり、もう一度、今までの開発品の総仕上げということで提供する場をつくりたい。まず出してみます。その中で、ぱっと評価をもらえれば、これはヒット商品になるしですね、そういうことで、ちょっとこれ、抜けていた部分でしたので、やってみます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） これが評価をされて出ていくなれば、この町単独でも、きのうの答弁に言われましたけれども、事業は終わりますけれども、国の事業は終わりますけれども、これから見ても、それは継続するつもりはありますかということです。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 食品とかそういうものに限らず、その他のいろんなものやっていますので、それでやっぱり、本来は雇用をここで生んで、そして、できればその事業化をするという本来の目的がありますので、それで行けるというふうな事業については、これは継続を検討しなければならないと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

8 番。

○委員（田嶋輝雄君） 本当は 6 次化産業のほうで関連で話しようと思ったのですけれども、せっかく今出ましたので。

実は、これ終わったらアンテナショップというのを一つどこかに大きくつくってほしい。これが今、これからの大事なあれではないかなと。そうすると、いろいろな角度で、いろいろな商品開発したものを発表できるし、また、それなりに希望が持てるような形ができるのではないかなと。アンテナショップというのも検討してみてください。（発言する者あり）

本来ならば中央につくるべきなのですけれども、中央といってもなかなか今あれですから、とりあえず、ここの地域でアンテナショップつくって、そこで、例えば桜弁当とか、その中の一つだと思うのですけれども、つくったものはやはりここでも評価を受けたと、そういうことなら中央のほうも考えればいいだろうけれども、中央のほうは相当高いらしいですからね、確保の上で頑張ってください。

○委員長（田嶋弘一君） 要望ですか。（「要望です」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） なければ、次に 150 ページ、6 款 1 項 6 目農業総務費から 153 ページ、6 款 1 項 9 目農産物加工研修等施設費まで発言を許します。

8 番。

○委員（田嶋輝雄君） 153 ページ、6 款 1 項 7 目 6 次産業化補助金、これは 22 年度に設立したわけですがけれども、このことで、今何人だっけ、まずとりあえずそこを教えてください、利用した人。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 6 次産業化推進事業費、261 万 8,000 円ですがけれども、これは昨年度から始めた新しい事業で、これで補助を受けた団体が町内の 4 グループでありまして、この農林畜産物の加工販売サービス等の提供を行うということで、1 次から 3 次までの事業を絡めた、1 掛ける 2 掛ける 3 の 6 次産業ということで、これに取り組んだ団体が 4 団体分の 261 万 8,000 円となっております。

○委員長（田嶋弘一君） 8 番。

○委員（田嶋輝雄君） 私は冒頭に不納欠損額のことで質問をしたわけですがけれども、これにちょっと関連して、要するに、これだけの金額があれば、いろいろな形の中で補助と

して出せるというまず一つのね、いろいろな事情があるにしても、1,400万円というのは大きいですから、少しでも回収することによって、いろいろな商品開発、あるいはまた、いろいろな補助団体等にできるという意味で私はその質問をしたわけですが、6次産業ですけれども、これも私も再三して、やっとここできました。そこで、この条件があるのですよね。よそからの県、あるいは国からの補助を受けた者には、さらに町では補助できないというあれがあるのですけれども、私は、商品開発する上で、よりよいものということになれば、やはり中央に出せるわけです。そういった意味では、その条件をちょっと緩和してほしいと思うのですけれども、その条件がどういうふうになっているか、ちょっと教えてください。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 6次産業化推進連絡協議会の補助金についての交付要件について述べさせていただきます。

目的の部分で、先ほども申し上げましたけれども、農林畜産物の生産をベースにした加工販売サービスの提供を行うための事業費の経費を補助するものであるということが1点、それから、町内のグループ、団体等に対して補助をするという内容が主なものです。（発言する者あり）

国、県等からの他の団体から補助金をもらった場合の認める認めないの部分につきましては、必要な事項は別に定めるところで考えて除外しているというふうに理解していただきたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 8番。

○委員（田嶋輝雄君） ちょっと理解できないけれども、いずれにしても、まず、県からとか国から助成もらえば、町では助成しないというふうな内容になっていると思うのですけれども、それはそれとしてありますから。要するに、私の言いたいのは、今、この26万8,000円なりを、4件なり何ぼで出した金額なのです。そして、3分の2、そのまま団体にやっているのですね。私が言いたいのは、3分の2を、そのまま要望してきたものに対して3分の2やるということ自体は、もうちょっと町では考えなければ、私はこの前にもしゃべったとおりです。

そこで、本当にただ、もちろん6次産業化推進協議会なるものが設立いたしまして、そこで審議するわけですが、そこでやっぱりもうちょっと高度な技術を持って商品開発をしてほしいなど、そういったものに対してもやるために、やはり県だとか国に申請したものが採用されれば、よりよいものだとは思うのですよね、内容が濃いものだと思うのです。だから、それに対して、やっぱりある程度、またさらにプラスアルファしてやってくれるということは、開発段階ですので、そのところを当町でも考えてほしいなど思って質問をしているわけなのですけれども、町長、どうですか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 一般的な補助事業を受けたその事業とかそういったものに対し

て、また別な補助、補助というのは原則だめよということはありません。ただし、国、県の事業で補助を受けながら、それに対して市町村の嵩上げ補助というのも実はあるのですよ。ですから、その事例事例によると思います。あまりしゃくし定規に考えると、せっかくいいものをつくりかけていても、その辺がちょっとストップというか、成果が出ないということもありますので、これについては検討させてください。何とかやっぱいい方向でこれはやっていかなければならないと思いますし、いま一步というのをやっぱ救える道というか、いいものができる可能性もあるということですので、これは検討したいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9 番。

○委員（三上正二君） 農林課長のほうがいいのかな、今の6次産業のことなのですが、こういうふうに6次産業で予算つけてやっているのですが、全体で、多い金額出せばいいのか少ない金額だといいのか、これは評価の仕方で違うでしょうけれども、6次産業化という形は、今言ったように、1次産業ですよ、2次産業、加工業、それから販売、3次まで入るのですけれども、人1人の形でやる考えですか、それともグループですか、会社ですか。それから、金額的にどの程度の形まで可能だと思っているのですか。なぜかという、例えば1次産業でも、農業一つとらえてみても、それだけをやるにしても、半端じゃない能力なり、また技術が必要なのです。加工業もそうです。販売にしてもそうです。それが1人の人が、トップがそういうにやるというのは、なかなかこれ、自分自身やって、なかなかきついなと。そうすると、必ずどちらかに主体が行くのですよ。例えば、一つの例で言えば、私の友達でもあるのですが、金子ファームさんも、結果的には、いろんな販売もやっていますけれども、どちらかというと生産が主になります。私らの場合も、全部、6次産業まではやっているのですけれども、でも、やっぱり主体になるのは加工業です。どちらかが、1人で2頭も3頭も追えないのですよ。そういうふうにしたときには、この6次産業というのは格好はいいのですよ、これはたしか、田嶋の議員が話ししてこれがなった経緯も一つはあるのでしょうけれども、ただ、そういうふうになったとき、どの程度の形の規模なり、どの程度の方向性を目指しているのでしょうか。もしお答えできるならば、まだ考えてなければ、考えてないで結構です。もし考えがあるならば、目安として、どう考えているのか教えてもらえれば。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） お答えになるかどうかわかりませんが、確かにこれまでの、今までもそうかもわかりませんが、七戸町の農業で、1次産業、1次製品をつくる部分でも大半の精力を使ってしまって、さらに今度、加工部門、流通、販売となると、さらに今まで手がけたことのない、また未知の世界の部分にまでも取り組むのが6次産業化といいますか、そういうかなりハードルの高い部分での事業で、置かれた環境は大変厳しく、考えても悩むところが、1次製品のいいものをつくる場所までは皆さん得意

な人が多いのですけれども、その中でも、農作業の合間とか、そういうアイデア的なもので、何か小さい商品でもチャレンジ、思いつきとかそういうのでグループでチャレンジしていただければなという思いが、この事業費に組まれているものと認識しております。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

1 番。

○委員（听 清悦君） 同じページのところで、今の質問の二つ下ですね、ナガイモ・ゴボウ搬送用スチールコンテナ導入事業費補助金ということで、きのうの答弁だと、七戸町は 20 年度に終わっていて、22 年度、ゆうき青森農協にスチールコンテナを補助したのは 6 カ所村と東北町というふうな回答だったと思うのですけれども、この 22 年度はどこに対して支出した補助金になるのでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） お答えします。

ナガイモ・ゴボウ搬送用スチールコンテナ導入事業でございますけれども、これは、十和田奥入瀬農協に対して、21 年度、22 年度と補助金を出しております、22 年度で予定数量、台数を購入して、22 年度で完了しております。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） なければ、ここで、昼食のため休憩したいと思います。午後 1 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 08 分

再開 午後 1 時 15 分

○委員長（田嶋弘一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

決算審査に入ります前に、休憩前の听清悦委員御質問の普通交付税算入額について、企画財政課長より答弁があります。

企画財政課長。

○企画財政課長（天間 勤君） 听委員より、学校図書及び農業委員会費に交付税が幾ら算入されているかの質問についてお答えします。

学校図書については 298 万 7,823 円、農業委員会費については 1,475 万 8,740 円が算入されております。ただ、これがそのまま交付税に交付されるわけではございません。基準財政収入額等を差し引いた額が、普通交付税額として交付されるということです。

以上でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 听委員、よろしいですか。

次に、三上委員の御質問に農業委員会事務局長より説明があります。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（木村正光君） お答えします。

別段の面積の基準ということだったと思いますので、農地法施行規則では二つの基準を示しています。一つ目は、別段の面積以下の農業者数の割合です。これは、別段の面積を設定した場合、その面積未満の農業者数が設定区域内の農業者数の4割以上となるようにしなければならないとあります。七戸町の現状は、50アール未満の農家数が26%です。ですので、別段面積を設定して50アール未満を設定した場合には、26%以下になって、4割以上ということにはなりませんので、現状のままということで、一つ目基準では、まず別段の面積は設定できないということになります。

次に二つ目の基準ですけれども、これは一つ目の基準にかかわらず、地域内に耕作放棄地等が相当数存在し、かつ、別段面積未満の農業者数が増加することにより、農地の効率的総合的な利用の確保に支障がない場合に設定できることとなっております。七戸町の場合ですけれども、耕作放棄地率は4%と低いことから、別段面積の設定は行わないこととしました。

なお、還元面積は50アールですが、例外として、草花等の栽培で、その経営が集約的に行われる場合等は50アール未満でも許可する場合があります。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） それでは、決算審査を続けます。

次に、154ページ、6款1項10目畜産業費から、163ページ、6款2項3目森林整備地域活動支援交付金制度事業費まで発言を許します。

9番。

○委員（三上正二君） 156ページの12目土地改良総務費、きのうの一般質問でもやったのですが、あまりそのときには具体的ではありませんでしたけれども、特に補助事業の絡みの中で、特に工事にかかわる部分がある場合ですね、結果を見れば、予算措置されて工事がちゃんとされて今そうなのですから、どことは言わないですが、ある施工する工事の場合で、災害復旧の場合で、300万円の工事費がありまして、そのうち100万円の補助金をもらいましたと、ちゃんと工事はできまして、これでいいのですよね。だけれども、ただ、せっかく公金が入っているのに、では、その契約する場合に、ある特定業者と随契をしましたと、要するに、入札も何もしませんでした、これというような運用でいいのですかということだったのです、細かく言えばね。ただ、これというのは、なかなか恐らく、監査委員の方も、担当の職員でも、そこまでは見ることはないと思うのですよ。でも、やっぱりこの公金が入っている以上、町のほうでも、ある程度の金額以上になると、みんな入札とかそういうのをやるはずなのですから、そういう形になったら、これ、どういう形になったら防止できるのか、どこまでやれるものか、恐らくこれは氷山の一角であると思うのです。だから、補助金といいましても、一般的な補助団体等にやっていると、例えば分館とかそういうものについてはそういうことはあまり、工事というのはないですからいいのですけれども、こういう場合についてはどういう形でやればいいのか、もし、この事業化、農林課もそうでしょうけれども、それらの課で

も、その対策等がどういふふうにすればいいのか、なかなか難しいと思いますけれども、ありましたら御答弁願いたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） ただいまの御質問にお答えします。

通常、補助決定する前段で、現地確認、それで補助金申請、交付決定と、一連の流れの中でこれまで事務を進めてまいりました。それで、事業完了報告を受けて、工事であれば工事写真等の添付をお願いして、そしてまた、補助金を出した側の責任として現地の完成状況を確認すると、こういう流れで補助金の交付に関しての事務を進めているところでございますけれども、その中で、町の財務規則に準じた規則を持っている団体、持っていない団体も、これからあろうかと思いますが、町が出す補助金、いわゆる公金を投入するわけですので、各団体の機関の役員会なり理事会の決定も尊重しつつ、もし可能であれば、町の財務規則を準じた取り扱いをするよう1項設けて補助金の交付をしていくのが妥当かなと事務屋的には考えているところでございます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） その団体の理事会等の決定を尊重しつつとあるのですけれども、願わくばという形で、では、それができませんと、やらなくてもいいということですか。

いいですか。例えば3分の1でも半分の場合も、6割も7割もあるでしょうけれども、公金を使うということは、やっぱりそういうことを、今までの形の中で言えば、その工事写真、それから完成写真、現地を確認する、これが普通ですよ。だけれども、そこまでに至るための手順を言っているのですよ。だけれども、それはその組合の中で、では、好き勝手に随契してもいいという規定はないはずですよ。ましてや、補助金をもらうという、システムでもらったときには、やっぱりこの役場でもどこでもやっているという形の、準じてやるべきことだと思うのですけれども。ただ、願わくばという言葉になれば、やらなくてもいいのかなということになるわけでしょう。その辺はどうするのですか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 町本体の現状が財務規則に乗った事務を進めているのも事実で、さまざま、それには130万円のラインとかあります。財務規則に準じた規定を持たない団体等につきましては、町の財務規則に沿った事業の執行の仕方をお願いすると、ちょっときついのですけれども。というのは、各団体でも、事業執行に際しては、役員会なり理事会で決定しているという実情もあっての、そういう意味合いの部分でお答えしましたけれども。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） というのは、これ、真意のことは定かでないけれども、これはあくまでもうわさだけで話しするのはちょっと不謹慎かと思うのですけれども、こういう話が聞こえたのですよ。何も、どうせ3分の1役場から金もらうもの多少いかべせという形で、それが役員会の中で話しされたという話も聞こえているのですよ。そうすると、きの

うの一般質問でも言いましたように、せっかく公金を出して、必要だからあげるのはいいのですよ。だけれども、その趣旨そのものがそういう形で、確かに自分たちの賦課金とか自分の金出さなくても、もらう金ですから、それは確かなのですよ。でも、そういう認識でやるのとは、ちょっと、補助金けるのやめたほうがいいよと言いたくなるわけさ。だから、そういう意味合いでも、ただそういうわけにもいかないし、そうならば、やっぱりこれはこうだという形の中で、この担当課でも何でも、これはこういうふうにしてくださいと、こういうふうにしなければ補助金は出しませんよと、補助金もらったらこういうふうな使い道してくださいと、別に変なことを強制してやって、無理なことをやれということではないですから、それが普通だと思うのですよ。だから、そういう形で、それこそ、これから出すときにもやってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 当然、町でやっていることを、公金を出す側が1項加えるということは差し支えないのかなと思っていますけれども、交付決定の際に、財務規則に準じた執行をすることという1項をつけることを、関係課と調整してまいりたいと思っています。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

4番。

○委員（佐々木寿夫君） 159ページ、6款1項16目グリーン・ツーリズムについてお伺いいたします。

グリーン・ツーリズムは、町の観光を滞在型の観光にするという意味でも、これは大変大切な事業だと思っています。これに対して100万円ほどの補助金、そして、さまざまな補助金を出していますが、お伺いいたします。昨年、グリーン・ツーリズムで七戸町にきた客といますか、それはどれぐらいなのか、前年度に比べて動きはどうかということと、そしてまた、迎える体制で、農家民泊の方がどれぐらいいるのかお伺いいたします。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） お答えいたします。

グリーン・ツーリズムでの活動拠点といますか、それは、かだれ天間林という施設でございますけれども、21年度が、宿泊・日帰りで162名、それから、22年度が、宿泊・日帰りのトータルで227名となっております。それで、この内訳といたしましては、宿泊が61、日帰り体験が166の、合計227人となっております。そして、かだれ天間林というのは、田舎体験のグループといますか、その中で会員が42名で構成されております。この中で、農家民泊の許可をいただいて、農家民泊に対応している受入農家数とでもいいでしょうか、これが、42人の会員中25名が受入体制を許可をいただいてとっているという現状でございます。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 七戸町の観光を滞在型にするという意味で、162名から22

7名と、こういうふうに順調にふえているという感じがいたします。また、私がびっくりしたのは、やっぱり受け入れる農家が25名もいると、こういう点でも、すごい進んでいるなという感じがいたします。私は、この農家民泊、このグリーン・ツーリズムの宣伝と
いいですか、これがどういう形で行われているか、やっぱりもっと宣伝に力を入れたほうがよいと思うのですが、この宣伝、これはどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） お答えいたします。

グリーン・ツーリズム全体での年間を通した、全体的な宣伝といいですか、そういうのは行ってはおりませんけれども、山菜採り体験であるとか、ニンニク、それからリンゴの収穫体験、かだれ塾と、そのイベントごとにホームページに載せたり、または、前年度利用者に対して案内の手紙を出したり、それから、チラシをつくったりということで、イベントごとにチラシを作成して、昨年度利用していただいた方が、また次の、今年度も利用していただくというつながりをつける意味でも、そういうふうなPRの仕方を現在しております。

○委員長（田嶋弘一君） 4番。

○委員（佐々木寿夫君） 最後に、ちなみに、例えば60名が宿泊しているのですが、県内、県外わかりますか。

○委員長（田嶋弘一君） 農林課長。

○農林課長（神山俊男君） 正確な、県内、県外の振り分けの数字は、手元では押さえておりませんが、傾向として、県内、いわゆる町外のお客様のほうがパーセンテージは高いように感じております。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

4番。

○委員（佐々木寿夫君） こういう滞在型の民泊をやると、子供にとっても心に残るし、この子供たちがやがて大人になったときに、七戸町を絶対忘れないと、こういうことになるわけで、私は、これをやっぱりどんどん進めていきたい、このことでの農林課の取り組みなどについて、本当によく頑張っているなという感じがいたします。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） 161ページの6款13節、農産物直売施設販売広報委託料とあるのですけれども、これは七彩館のことですよね、161ページの。この中で、来客数と
いいですか、年間どれくらいですか、まずそこから。

そこそこの数が来ていると思うのです、後で報告があると思いますけれども。前に、道の駅では年間100万人とも言われていたのですけれども、そうなると、田嶋委員が言ったみたいに、東京のほうには青森県のアンテナショップがあるはずなのですから、町

内の中に置くとなると、やっぱり新幹線の駅の近くでも、結構、見れば人も来ているようですので、あそこの中にアンテナショップという形で、各農家の方々、みんな、たなを分けてやっているのですけれども、その中に、町長、これ、どうでしょうか。例えば、新商品というのですか、例えば、いろんな加工施設とかそういうので、いろんなところで、先ほど言った、雇用創造でもつくったものもそうなのですから、そういう新しいものを、産物を、例えば2週間なり1カ月なりという期間を決めて、一つのブースみたいな形でやると。それで、売れるものは売れるのをやればいいでしょうし、売れないのは外せばいいでしょうし、やっぱりそういう形でやるのも一つだと思うのです。というのは、私、前に、この合併する前ですけれども、前の富士町長に話したことあるのですけれども、今、中央のほうでも、スーパーでもどこでもそうなのですから、よそにはないもの欲しがるのですよ、差別するために。一回私話ししたら、たな30センチの一つのところを何とか貸してくれないかと。そのかわり、半月なら半月無料で供給しますよと。そのかわり、1店舗だけモデル店舗で結構ですと。そのかわり、半月あって、よくても悪くても撤去して、次のを並べてくださいと。そういうふうになった、いいとなれば、全店舗にこれを買ってくださいという形で話をしたけれども、いいなと、向こうのほうも言ったのですけれども、前の町長に言ったら、ほかのほうでどこかでやってるところあるからと言ったから、やめたってやめたのですけれども、でも、そういうことありますので、やっぱり新しいものという形のものでは、やっぱりそういう形のものを考える方向性というのは、そうするとまた、雇用創造でも、今、町中でも、商工女性部でも農協の女性部で、いろいろな方々が出しているのですよね。だから、そういうのを、新商品のコーナーみたいな形でやるという考え方はどんなものでしょうか。その辺をお願いします。

○委員長（田嶋弘一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 道の駅を物産協会に指定管理して、七彩館もあわせて運営してもらっているということです。雇用創造協議会でできた産品を実は置くということでありましたけれども、残念ながら、ちょっと、その置くというのはおくれております。6次産業化のそれとも関連がありまして、加工品をつくると、つくったら当然販売ということになりますけれども、今の考え方、非常にいいアイデアだと思いますので、町内のそういういわゆる加工品なり、あるいはまた6次産業化でできた産品の販売という一つのコーナーといえますか、ブースを設けてやるということで、これは検討して実施したいと思います。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） 先ほどの御質問の中に、道の駅、七彩館を含めての来客数なのですが、平成22年度で6万3,900人ほど来客数がございます。これはあくまでもレジカウンター数でございます。前年度と比べまして111%になっております。

以上です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） 七彩館だけでしょう。道の駅全体……、わかりました。

そうすると、今、ジャスコもまた開店すれば、お客取られるのか、相乗効果でかえってふえると思うのですけれども、そうなればなるほど、先ほど町長が言いました、またその、もっとより効果が出ると思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

13番。

○委員（田島政義君） 商工課長に聞きます、今、9番委員が話ししていますが、町長も前向きに検討というのですが、私はかなり、そこにはクリアしなければならない問題が出てくると思うのです。ですから、それをきちっとクリアしてからでないと、並べても売れませんよ、商品のあれが。保健所の登録の問題、そういうのをきちっとしておかないと。ただつくった、何もしないで、新しい新商品ですなんていったって、その施設がどういう施設で、全部、もち屋さんだって、みんな今許可をもらってやっていますから、その創造協議会そのものが、そこは青年部だって、売るとなると、自分のところがつくった施設をちゃんと届け出をして、そういうのを全部やって、それをクリアしないと、観光課長、簡単に物は売れないと思うのです。一番いいのは、そういうきちとした施設をちゃんとやって、それをやっぱりクレームのつかない方法でやらないと、そう簡単には物は売れないはずですから、そこも検討してください。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、162ページ、7款1項1目商工総務費から、167ページ、7款1項5目公園管理費まで発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、168ページ、8款1項1目土木総務費から、173ページ、8款3項1目河川維持費まで発言を許します。

9番。

○委員（三上正二君） これ、どこになるのかな。というのは、関連の形になるのだけれども、この前、春の選挙のときに、歩いたときに、天間の人、天間、どこどこの部落に行けば、みんな柱立って見れば、例えば七戸町鳥谷部とか森ノ上とか、みんな書いているわけです。七戸に行くと、あなたのほうの部落はどこの部落はどこなのかというしゃべり方されたのよ。ああ、そういえば、確かに、おれは地元で、七戸にいれば七戸のことだからわかるのだけれども、天間に来れば全然わからないところで、例えば李沢行っても、ちゃんと李沢という看板、木柱立っているし、だけど、これ、合併する前にやったかなと思ったら、ちゃんと七戸町と入っているし、何でそういうふうになったときに、それこそ、この木柱でこうやっているのが、七戸につかないで天間についたのかなと思っていて。それは過去のことですけれども、これからやっぱり、私たち、七戸にいれば七戸のことわかるけれども、天間の人から、大きく選挙した後で初めて言われて初めて気がついた、そうい

うのをどういうふうに考えますでしょうか。これ、だれに聞けばいいですか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） あれは合併前に立てたものです。合併時点で天間林を七戸に削り直してやったものです。実はだんだん古くなってきていまして、どうするのかと、それ相応の補助金があればいいのですけれども、単独で立てるのであれば、更新すれば、これは町内全体ということになるし、その辺は今考え中で、そろそろ、認知されているのであれば、もういいのかなと思ったりですね、いろいろその辺、今検討している最中ということであります。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） 確かに、認知されるって、それは、自分のところ、七戸は七戸のことわかるし、天間の人は天間のことわかるのですよ。だから、あの木柱は、本当にああいうのはいいのだろうけれども、そうでなくても、あれでもし変えろとするなら、あれにかわるものでも、やっぱりここはこうですよという形で、特に男たちはいろんなところで歩くからいいけれども、女の人たちは本当に自分たちの町内以外のことはよくわからないものだから、やっぱり必要だなと思っているのです。検討してください。要望です。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 次に、172ページ、8款4項1目都市計画総務費から、179ページ、8款5項1目住宅管理費まで発言を許します。

1番。

○委員（听 清悦君） 174ページ、8款4項4目、駅周辺整備事業費に絡むことだと思うので、私がきのう質問で一つ提案した内容で聞きたい点があるのですけれども、ヘリポートを駅周辺に計画してはどうかという話をしましたけれども、それについて回答といえますか、救急救命医の方に意見をもらったところ、回答をもらいまして、駅周辺にヘリポートを二つつくることにより、白神からドクターヘリへ患者移動等が可能ではないか、融雪は駅近くの温泉のお湯を利用、大変いい考えです、山で遭難は白神で、それからドクターヘリで、広い土地と電線などがないことが条件ですという意見をもらってまして、だから、これについても、きのうは提案だけでしたけれども、それに七戸町が交通の要衝ということで、車だと県内2時間で行けないところが鯨ヶ沢の一部というぐらいで、それについて町長はどのように考えるかというところを答えてほしいと思います。（発言する者あり）

○委員長（田嶋弘一君） ひとつ、町長が答弁するということです。

町長。

○町長（小又 勉君） ドクターヘリについては、空き地があればと。空き地といっても、そんなに狭いところはだめですけれども、駅周辺で、もう十分おりれるところがあるということです、ドクターヘリは。今おっしゃった白神との患者の連携ということで、事

前にそういうのがあれば、例えば営大にもありますし、それから、駅周辺でも、それぐらい結構広い場所というのもないわけではないということで、ヘリポートも結構だと思えますけれども、ドクターヘリに関しては、そんなに困らないと、いわゆる小回りがきいて、狭い場所でも十分おられるということですので、とれば、それはヘリポートがいいでしょうけれども、まだ今そこまでの対応というのは、現時点で必要ないかと思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

9番。

○委員（三上正二君） 176ページ、新幹線の駐車場のことなのですけれども、どこに入っているのかわからないけれども、わかるかな、去年、一冬越したけれども、雪が降っている間の駐車場の台数というのはわかりますか。もっと簡単に聞けば、駐車したときに、車のために除雪するのに不都合がなかったのかなと思って、一年冬越したために。一冬越しましたよね、新幹線が開通してから。そうすると、いつでも駐車できるのですけれども、ただ、まちまちに駐車しているがために、そういう除雪等が非常に困難だったと思うのです。そういう形の影響は、もしできれば、どういう形の影響があったのか。

○委員長（田嶋弘一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（瀬川勇一君） お答えいたします。

今の御質問なのですけれども、積雪30センチ、40センチの際には、一斉に職員と除雪、委託業者等、夜中に生まして、駐車スペースを確保しておりました。最終便とかその前とかに帰って来られる方々に対しては、車の前に除雪した雪が積もっているというようなことの苦情は若干ありましたけれども、そう支障はなく済まされたというふうな形で考えております、ということをご報告いたします。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） というのは、私は、あそこは無料駐車で、たまたま車の置き場所にいいわけですね。そういうために利用客もあるのだけれども、それはいいのですけれども、ただ、雪が降ったときに、みんな、帰る人は帰ったとしても、置く人もあるし、非常に大変だと思うのです。何か、一斉に車寄せるわけにいかないだろうけれども、何かそういう対策しなければ、除雪するのに大変な苦労しているのだろうと思って、だから今聞いたのですけれども、そういうのは大丈夫ですか。

○委員長（田嶋弘一君） 建設課長。

○建設課長（米田春彦君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

大変苦労しております。時間的には、車がないときの除雪と車があるときの除雪となると、やっぱり間をぬって歩かなければならないというふうなこともありまして、1時間で済むものが、1時間30分とか2時間とかというふうな時間がかかってございます。

○委員長（田嶋弘一君） 9番。

○委員（三上正二君） これ、建設課がその担当だとは思いますが、ただ、確かに無料で、新幹線が来たために経済効果もあるし、固定資産税も入る、それはいいのです

けれども、ただ、これからにしてみても、もし仮にこれがうんと雪が降ったときになれば、幾らスペースがあって車置いてあれば、そこに入って人の手でかき出さなければならぬのでは、妙なことが始まると思うのですよ。だから、今すぐどうこうということでもなくとも、これからどういう形で、ある程度雪が続いたりすれば、何らかの形の対策をとらないと大変なことになると思うのです。そのために、予算をかなりそれこそ使うことになるとも限らないと思いますので、何とかその形のことを検討してみてもはどうでしょうか。

○委員長（田嶋弘一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 一年間やってみて、大変だというのが身に染みました。できれば屋根つき、あるいはまた融雪が一番いいのですけれども、なかなかこれもできないということで、いろいろ考えろというふうには言っていましたが、一番困るのが、ちょっと降るとラインが見えなくなると。ですから、置くのが非常に不規則というか、通路にまで置いたり、その辺は上から何かわかるような形で、ある程度整然と並んでいて、ぼつぼつだと、雪も比較的片づけやすいと。当面は、屋根つきとかそういうのはまだ無理ですので、もう少しなれば降ってきますから、その辺の整列のさせ方、これはやっぱり一工夫、二工夫して、ある程度これだけでもね、きれいに並ぶようになると、比較的楽になるのかなと思っていますが、今のところのやり方というのは、そういうぐらいしかない。あとは、降ったらとにかく必死にかき出すと、それしかないというふうに思います。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

8 番。

○委員（田嶋輝雄君） 関連してですけれども、今、一年間振り返ってみて、こういうふうな形でしかないような話ししていましたがけれども、私はもうちょっと、前々から考えていたことなのだけれども、長期にあそこを利用する人、こっちはほうは長期にあればしますよと、どこの枠にするかわかりませんが、ここの部分は、できるだけ今から長期でお願いしてやってくださいと、本当は長期なのか後から調べて、利用者した人をね。そういう結果とか、あとは、今言った、どこからどこまでのラインかということがわからないということであれば、ポールを夏になったら取り外しできる、冬になったらポールをやると、そういうあれも一つの目安となるのではないかなと。私は前々からそれは気にしていたのだけれども、一番これ、安くて一番いいのではないかなと、そう思っていたのですけれども、その辺のところ、少し、一緒に考えて、いい案にしてみてください。

○委員長（田嶋弘一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） お諮りします。

本日の決算審査特別委員会はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田嶋弘一君） 御異議なしと認めます。

したがしまして、本日の決算審査特別委員会は、これをもって延会することに決定いたします。

なお、明日の決算審査特別委員会は午前 10 時に再開いたします。

本席から告知します。

本日は、これをもって散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1 時 55 分